

お客様各位

PCT 出願における協働調査試行プログラムの開始について

いつも大変お世話になっております。

従来、PCT 出願の調査報告では、調査報告を担当した特許庁が得意とする言語や技術分野により、その結果が一定でないという問題が指摘されてきました。今般、こうした問題を減らし、質の高い調査報告を作成するため、一定の要件を満たせば、PCT 出願の調査報告を、5大特許庁(日本/JPO, 米国/USPTO, 欧州/EPO, 中国/SIPO, 韓国/KIPO)が協働して作成する試行プログラムが開始されますので、以下の通りご報告いたします。

なお、詳しい情報は、以下の JPO の Web-site もご参照下さい。

http://www.jpo.go.jp/seido/s_tokkyo/pct_kyoudouchousa_shikou.htm

■ 1. 試行プログラムの内容

出願人から申請があった PCT 出願で所定の要件を満たした場合、主担当庁(例: JPO)と副担当庁(他の4庁)が協働して調査報告を作成。**具体的な運用は、他の副担当4庁の調査結果を踏まえ、主担当庁が最終的な報告を検討・作成する(本運用は JPO に確認済)。**

PCT 協働調査のフローイメージ図(JPO が主担当庁の場合): 上記 Web-site から引用



■ 2. 開始時期と件数

2018年7月1日以降、受理された出願から開始。試行期間は2年間を予定。

JPO を調査報告の主担当庁とする場合、**受理可能件数は50件/年となり、同一の出願人からの受理可能件数は10件(2年間の合計)**となります。

■ 3. JPO を調査報告の主担当庁とする場合の主な要件

(1) **英語による PCT 出願**が対象。

(日本語による PCT 出願での申請受理は検討中。JPO に確認したところ、少なくとも2018年12月31日までは日本語による PCT 出願での申請受理はしないとのことです。)

(2) 所定の参加申請書を PCT 出願と**同時に**提出

(3) PCT 出願の提出先は **JPO, USPTO, 世界知的所有権機関(スイス)/WIPO** のいずれかの必要あり。

(4) **上記試行期間中、本申請に関する庁費用は無償(JPO に確認済)。**

■ 4. 弊所の対応

弊所では過去に「英語による PCT 出願」の実績があります。上記試行プログラムの申請を希望される場合、遠慮なくご連絡下さい。なお、本手続の弊所における一定の手数料は掛かる見込みです。

以上